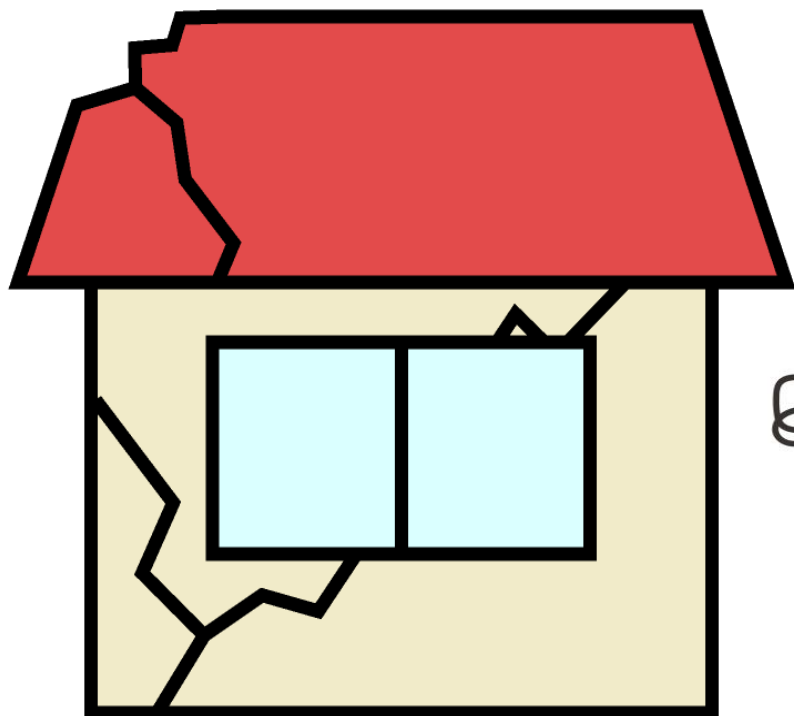


被災した建物が

法務局の職権で **滅失登記** できない時は

土地家屋調査士に相談しよう!!



登記記録上、附属建物のある建物のうち、建物の一方のみを解体した場合や、登記された建物の一部が現存する場合は、滅失登記ではなく「**表題変更登記**」になり、法務局の職権登記の対象外となります。

「**表題変更登記**」については、土地家屋調査士にご相談ください。

**建物滅失登記でお困りの方は
お近くの土地家屋調査士にご相談ください。
法務局で開催している無料相談会
でもお待ちしております。**

- ・ 法務局七尾支局： ☎ 0767-53-1720
毎月第2、4水曜日 10～12時、14～16時
※（都合により変更する場合があります。）
- ・ 法務局輪島支局： ☎ 0768-22-0426
毎月第2土曜日 12時30分～15時30分

